

公立大学法人秋田県立大学役員報酬等支給規程

平成18年 4月 1日

規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)に対する報酬及び退職手当の支給の基準について定める。

(報酬の種類及び額)

第2条 役員に対する報酬は、年俸とする。

2 役員に対する年俸額は、次の各号に掲げる職に応じ、各号に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

- 一 理事長 1,900万円以上2,100万円以下
- 二 副理事長 1,300万円以上1,500万円以下
- 三 理事 1,400万円以下
- 三 監事 120万円

(報酬の支給方法等)

第3条 報酬の支給方法等については、公立大学法人秋田県立大学職員給与規程の例による。

(退職金)

第4条 役員の在職期間に対する退職金は、これを支給しない。

2 役員のうち法人の職員から引き続き役員となった者に係る法人の職員としての在職期間に対する退職金は、公立大学法人秋田県立大学職員退職金規程の例により支給する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。